

# モロッコの通商関係

2013年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中東アフリカ課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL : 03-3582-5180  
E-mail : ORH@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485  
e-mail：ORH@jetro.go.jp  
日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛



● ジェトロアンケート ●  
調査タイトル：モロッコの通商関係

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

## 目次

I. 欧州・EU .....	1
1. モロッコ－EU FTA .....	1
2. 連合協定 .....	1
3. 「アドバンスド・ステータス」の獲得 .....	2
4. EU－地中海自由貿易圏 .....	2
5. 欧州共通航空空域合意協定 .....	3
6. 新漁業協定 .....	3
7. EU－モロッコ間の農水産物の貿易自由化 .....	3
8. EU－モロッコ観光部門での協力の強化 .....	4
II. その他 .....	6
1. モロッコ－米国 FTA .....	6
2. モロッコ－トルコ FTA .....	6
3. アガディール協定（モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン） .....	6
4. 大アラブ自由貿易地域（GAFTA/PAFTA）協定 .....	7

## I. 欧州・EU

EUはモロッコにとって最大の貿易相手である。2010年に、全輸入額に占めるEUの割合は50.2%、輸出先としては59.1%を占めた。またモロッコ向け外国直接投資の50%以上がEUからとなっており、モロッコ経済にとりEUは無くてはならない存在である<sup>1</sup>。

EUは、近隣諸国との間で特別な関係を結ぶため、2004年に、欧州・対近隣諸国政策(Politique Européenne de Voisinage = PEV)を立ち上げた。この政策の目的は、拡大されたEUの周辺で、繁栄、安全と安定を強化することにある。モロッコとの間では、連合協定の枠組において、PEVの行動計画が承認され、政治、経済、制度的な改革のための諸目的、優先事項が定められている。2008年にはEUからモロッコに、アドバンスト・ステータスが付与され、既存の連合協定がさらに深化することとなった。PEVの行動計画実施にあたっては、財政上の手段である、欧州・近隣諸国パートナーシップ財務計画(Instrument Européen de Voisinage et Partenariat = IEVP)が策定されている。

欧州委員会は、財務上の国別戦略文書(Document de Stratégie Pays = DSP)を作成し、IEVPの対象となるパートナー国とEUの協力のための戦略的な枠組を確立している。国別指標プログラム(Programme Indicatif National = PIN)は、欧州委員会が実現を目指す政策にあたる。

### 1. モロッコ-EU FTA

2000年発効。輸出入とも2倍以上増加。

EUへの輸出額		EUからの輸入額	
FTA発効前 (1994~99年平均)	FTA発効後 (2000~10*年平均)	FTA発効前 (1994~99年平均)	FTA発効後 (2000~10*年平均)
361億DH	813億DH	533億DH	1300億DH

\*予測値

[注]1米ドル=8.23DH

### 2. 連合協定

モロッコとEUとの間で、将来の自由貿易を目指す「連合協定」が1996年2月26日に調印され2000年3月に発効した。これに基づき、2012年までの工業製品に対する輸入関税の完全撤廃に向けての手続きが順調に進められた。協定発効と同時に、鉄鋼製品、工具、機械、電気機器、車両(乗用車は別品目)、航空機、船舶、写真・動画用機器、測定・精密機器、時計、楽器の一部などの関税が撤廃された一方、農水産品に関しては、別途自由化交渉が行われてきた。

2012年3月1日に、モロッコ・EU間で、工業製品を対象とする自由貿易圏が発効となり、

<sup>1</sup> 欧州委員会

EU モロッコ間の連合協定で定められた項目の大部分が実現された。これにより、工業製品に関する漸進的な輸入関税の撤廃は完了した（但し、付加価値税、国内消費税は依然としてかかる）。今後は、アドバンスト・ステータスの枠組における議論（農業・サービス・輸送）を一層深めるという課題が残されている。<sup>2</sup>

### 3. 「アドバンスト・ステータス」の獲得

モロッコは 2008 年、中東・北アフリカ (MENA) 諸国としては初めて、アドバンスト・ステータスに基づく新たな行動計画を EU と合意した。アドバンスト・ステータスを得ることで、政治的対話の強化（首脳会議の開催、閣僚レベル協議の設立など）、欧州市場への更なるアクセス、また協力プログラムや援助機関への参加を認められる。2010 年 3 月 7 日には EU—モロッコの初のサミットが開催された。

本アドバンスト・ステータスの一環として、2012 年 10 月 1 日、モロッコは EU との間で、農業・漁業製品の貿易自由化を定めた協定に調印した。EU は、モロッコとの間で今後、更に完全な自由貿易に向けた交渉を開始することになり、これが実現すれば、モロッコは欧州市場と自由貿易圏を形成する初めての国となる。その他の地中海周辺の国々では、チュニジア、エジプト、ヨルダンも、モロッコに続いて、EU との自由貿易圏に加入する可能性がある。<sup>3</sup>

農業・漁業の貿易の自由化に続き、サービス部門の自由化、開業の自由の交渉を進めるため、2012 年 11 月初め、EU 代表団がモロッコを訪れた。将来の自由化の対象となるサービス部門には、輸送、金融、電気通信、コンピューター、医療などが含まれる。EU はモロッコに、2011～13 年に、総額で 60 億 DH の無償援助を行う。<sup>4</sup>

モロッコが、2008 年にアドバンスト・ステータスを取得し 4 年が経ったが、この間恩恵を享受したのは少数の大企業に限られていた。多くの中小企業・政策決定者による理解が不十分であるとの認識から、これを十分に活用してもらうため、2012 年 11 月 12～13 日にモロッコのフェズでシンポジウムが開かれ、地中海沿岸諸国の多くの専門家、大学関係者、企業家が参加した。<sup>5</sup>

### 4. EU—地中海自由貿易圏

2005 年バルセロナで合意された欧州・地中海パートナーシップ（通称バルセロナ・プロセス）では、EU—地中海自由貿易圏の設立が主要目標の一つとされた。この EU—地中海自由貿易圏設立に向けた第一歩として、モロッコ、ヨルダン、エジプト、チュニジアがアガディールで 4 カ国間の自由貿易圏の設立に合意し、2004 年 2 月 25 日にモロッコのラバトで自由貿易協定（「アガディール協定」）に調印した（2007 年 3 月 27 日発効。詳細は後述を参照）。EU と連合協定を締結する全てのアラブ諸国に同協定を拡大する意向である。

さらに、モロッコは非アラブ地中海沿岸国であるトルコとも、2004 年に FTA 協定を締結、2006 年 1 月 1 日付けで施行され、一部のリストアップされた品目（ネガティブリスト）を除き、両国のお互いの製品の輸出入には関税がかからなくなった。残りの品目についても、2015 年 1

---

<sup>2</sup> Magreb Emergent、2012 年 2 月 29 日付記事

<sup>3</sup> モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 11 月 29 日付記事

<sup>4</sup> モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 11 月 5 日付記事

<sup>5</sup> モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 10 月 31 日付記事

月 1 日から完全に関税が撤廃され、工業品分野の自由貿易圏が形成される。この協定の締結に伴い、近年両国の貿易額は年に約 30%、増大している。<sup>7</sup>

## 5. 欧州共通航空空域合意協定

EU とモロッコ政府は 2007 年、欧州共通航空空域協定(オープンスカイ協定)に調印した。EU が加盟国以外の国とオープンスカイについて協定を締結する初めてのケースだった。これにより、欧州の航空会社は域内全ての空港からのモロッコ便の運行が可能になり、多くの乗り換えが不要になった。同時に、モロッコの航空会社も欧州域内すべての空港への就航が可能になった。また、この協定には、航空事業の諸権利の公布、航空会社の経営の認可、関税、諸企業の営業事務所、料金および収入の移転に関する規定が盛り込まれた。さらに同協定は、1996 年 2 月に調印された欧州・地中海連合の協定に定められている、補助金の禁止、および公平な競争に関する諸規則の尊重も導入しており、公平な競争の諸条件の形成を目指すものでもある。

2012 年 12 月 13 日、欧州委員会は、EU とモロッコとの間での旅客輸送(乗客・貨物)サービスについて定めた協定に合意する法案を承認した。この協定は、両者の間で航空部門の漸進的な自由化を図るもので、EU の近隣諸国との間で、共通航空空域を拡大しようとする欧州の構想の一環として結ばれることになる。市場開放とは別に、本協定は、航空輸送の安全性と運営に関する、均一で高いレベル、並びに、競争、消費者の権利、環境保護に関する共通の規則の適用を保証することも目指している。<sup>8</sup>

2006~2010 年、EU とモロッコの航空輸送量はほぼ倍増し、年間乗客数は約 100 万人に達した。この増加は主に格安、低コストの航空会社による輸送の拡大によるもので、2010 年に、格安航空会社は、ベルギー・モロッコ間の航空輸送量の 77%を占めた。

## 6. 新漁業協定

EU とモロッコは 2007 年 3 月 新漁業協定に調印し、両者間の漁業協力の強化に取り組んでいる。この新協定は 4 年間(2011 年 2 月まで)、欧州船籍の漁船約 100 隻のモロッコ海域での操業を認める代わりに、年間 3,610 万ユーロの補助金をモロッコに支給するというもの。これによりスペインは、前回の漁業協定が失効した 1999 年以来中断していたモロッコ海域での漁業を再開することとなった。

その後、2012 年 4 月末に、改めて、新漁業協定をめぐる交渉が再開され、環境面で持続可能な漁業を目指して、EU とモロッコの当事者間の中で、協定締結に向けて、話し合いが進められている。<sup>9</sup>

## 7. EU—モロッコ間の農水産物の貿易自由化<sup>10</sup>

2006 年 2 月以来 10 回に亘る交渉の結果、2009 年 12 月に一定の合意に至った。合意の主な内容は次のとおり。

<sup>7</sup> トルコ共和国経済省

<sup>8</sup> モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 12 月 14 日付記事

<sup>9</sup> Morocco Newline、2012 年 5 月 2 日付記事

<sup>10</sup> l'Economiste、2009 年 12 月 18 日付記事; EU、2010 年 9 月 16 日付プレスリリース; Eurojar、2010 年 6 月 14 日付記事

EU:	① モロッコからの 55%の農産品目の輸入を即時自由化
	② 発効後、10 年をかけて段階的に 67%まで自由化(加工品については 98%まで)
	③ EU 生産者と競合するため自由化交渉より除外されている 6 品(トマト、ズッキーニ、きゅうり、にんにく、みかん、イチゴ)の輸出制限量の段階的拡大
モロッコ:	① EU からの農産品輸入の 45%を即時自由化
	② 発効後 10 年をかけて段階的に 70%まで自由化
	③ モロッコ国内生産者と競合する 19 品目(パスタ、肉類、穀物、オリーブオイル、高温殺菌牛乳など)の輸入制限の緩和
	③ 発効後 10 年をかけて水産物の完全自由化

2012 年 10 月 1 日、モロッコと EU との間で、農水産物の貿易の自由化を目指す協定が調印された。これにより、この部門の関税は、大幅に引き下げられたか、ほぼゼロに等しくなった。本協定では、モロッコから EU 向けでは 55%の農水産物の関税が即時撤廃され(調印以前は 33%)、EU からモロッコ向けは、45%の農水産物の関税が即時撤廃され(調印以前は 1%)、10 年かけて 70%まで対象を引き上げる。<sup>11</sup>

## 8. EU—モロッコ観光部門での協力の強化<sup>12</sup>

2012 年 11 月 26 日、「観光部門における対話の強化」に関する協定書が、モロッコと EU との間で調印された。観光部門での協力の促進と、双方の協議の仕組みの改善を目的としており、経済成長、雇用の創出、および持続可能な観光事業の開発に関して、お互いの慣行に関する意見交換が可能となるとみられている。

また、観光部門のためにモロッコを訪れた EU の代表団は、モロッコ市場への投資の機会を開拓するために、数多くの中小企業の経営者とともに、他の複数の部門の担当大臣との間でも、協定に調印した。その内容は、中小企業政策に関する対話に関する声明、工業製品の規制準拠の評価に関するモロッコ・EU 共同声明、製品の規格化に関する協力と情報交換の促進を目指した協定書などである。

2012 年 11 月 27 日、本代表団の団長としてモロッコを訪問した欧州委員会副委員長と、モロッコの工業・商業・新技術大臣は記者会見を開き、モロッコにおける欧州企業ネットワーク (EEN) の活動の開始を発表した。モロッコは、EU のアドバンスト・ステータスを有する、地中海周辺国では数少ない国の一つであり、2012 年 2 月に国の主要な公共部門および民間のオペレーターを集めた「モロッコの革新・事業」と名付けられたコンソーシアムを通じて、第三国としてこのネットワークに加入した。EEN は 2008 年に欧州委員会が発立した中小企業支援サービスで、中小企業の国際化や国境を越えたビジネスパートナー探しの支援を目的としている。サービス内容は、協業パートナー探しの支援(商取引・技術提携・研究開発など)、情報提供(法令・規格・入札情報)が中心。欧州各都市、地域にある商工会議所などの既存の機関をネットワーク化し、単一

<sup>11</sup> 欧州議会、2012 年 2 月 16 日付コミュニケ

<sup>12</sup> モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 11 月 27 日付記事



窓口サービスを通じた情報提供を行う。EU 域外にも日本を含め約 50 カ国 600 のサポート機関が参加している。モロッコのネットワーク加入で企業が上記のサービスを活用できる。EEN の窓口は、ラバトおよびカサブランカに設けられている。

## II. その他

### 1. モロッコー米国 F T A

2004年締結、2006年発効。輸出は1.5倍、輸入は2倍以上増加。

米国への輸出額		米国からの輸入額	
FTA 発効前 (2002～05年平均)	FTA 発効後 (2006～10*年平均)	FTA 発効前 (2002～05年平均)	FTA 発効後 (2006～10*年平均)
27億 DH	40億 DH	59億 DH	161億 DH

\*予測値

2004年に米国とモロッコとの間でFTAが結ばれ、2006年1月1日に発効した。その結果、モロッコに輸出される米国の消費財、工業製品の95%に、関税がかからなくなり、残りも9年以内に撤廃される。FTA発効以来、モロッコへの米国製品の輸出額は、2005年の4億8,100万ドルから、2010年には19億5,000万ドルへと増えた。<sup>14</sup>

### 2. モロッコートルコ F T A

2006年発効。輸出は3倍以上増加。輸入も2倍以上増加。

トルコへの輸出額		トルコからの輸入額	
FTA 発効前 (2002～05年平均)	FTA 発効後 (2006～10*年平均)	FTA 発効前 (2002～05年平均)	FTA 発効後 (2006～10*年平均)
6億 DH	22億 DH	26億 DH	65億 DH

\*予測値

モロッコは2004年7月4日、欧州・地中海周辺諸国の統合の枠組においてトルコとFTAを結んだ。この協定の発効から10年間に、工業製品の自由貿易圏を漸進的に形成することにしており、モロッコの工業製品は、関税の完全な撤廃の恩恵を受ける。農産物については、モロッコ・トルコの双方が譲歩する形となった。<sup>15</sup>

### 3. アガディール協定（モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン）

2007年発効。輸出入とも2倍以上増加

締約国への輸出額		締約国からの輸入額	
FTA 発効前 (2002～06年平均)	FTA 発効後 (2007～10*年平均)	FTA 発効前 (2002～06年平均)	FTA 発効後 (2007～10*年平均)
9億 DH	19億 DH	21億 DH	53億 DH

\*予測値

<sup>14</sup> 米国商務省国際貿易局

<sup>15</sup> モロッコ投資開発庁 (AMDI)

モロッコは、2004年2月25日に、エジプト、チュニジア、ヨルダンとの間で、アガディール協定に調印した。この協定は、他の地中海アラブ諸国との関係を保ったまま、この4カ国間で自由貿易圏の形成を目指すものである。2007年3月27日の協定発効と同時に、セキュリティ、保健衛生、環境などの理由による一部の製品を除き、すべての工業製品・農産物にかかる関税の完全な撤廃を行った。<sup>16</sup>

#### 4. 大アラブ自由貿易地域 (GAFTA/ PAFTA) 協定

1997年2月に、アラブ経済連合（アラブ連盟内の組織）は、アラブ諸国による自由貿易圏を2008年までに創設することとし、アラブ連盟加盟の18カ国が、関税を毎年10%引き下げる協定に調印した。同協定は1998年に発効した。

2001年9月にリヤドで開かれたアラブ連盟経済社会協議会では、関税撤廃に向けた移行期間の期限を2005年初めに早めることを決定した。これにより、2005年1月1日に関税が撤廃され、「大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)」の形成が進んだ。<sup>17</sup> GAFTA協定にはアルジェリアが加盟し、2009年1月よりアルジェリアとの間でも関税が撤廃された。<sup>18</sup>

2013年3月現在の加盟国は以下の18カ国。

アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イラク、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、リビア、レバノン、ヨルダン

以上

---

<sup>16</sup> lejmed 紙、2009年11月1日付記事、モロッコ投資開発庁 (AMDI)

<sup>17</sup> Institut Medea

<sup>18</sup> アルジェリア貿易省